

平成 29 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名 株式会社ニチリョク
代表者 代表取締役社長 寺村 久義
(コード番号 7578)
問合せ先責任者 専務取締役経営統括本部長 矢田 欣也
(TEL 03-3396-3052)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 26 日開催予定の当社第 51 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- 平成 29 年 6 月 26 日開催予定の当社第 51 期定時株主総会において、「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を 48,000,000 株から、4,800,000 株に変更するものであります。
- 全国証券取引所が公表した、「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株とする、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。
- 現行定款第 6 条（発行可能株式総数）及び第 8 条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものであります。

2. 定款の一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章株式	第 2 章株式
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>48,000,000</u> 株とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800,000</u> 株とする。
第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	附則 <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 29 年 6 月 26 日開催の第 51 期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

以 上